

## 大和市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(弁明書に添付する書面)

第2条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）第23条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 大和市行政手続条例第26条第1項に規定する弁明書

(手数料等)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、交付に係る同条第1項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）ごとに、次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

区分	交付の方法	金額
対象書面等	複写機により用紙の片面又は両面に複写したものの交付（単色刷り）	日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）まで1枚につき10円
	複写機により用紙の片面又は両面に複写したものの交付（多色刷り）	A3まで1枚につき20円
対象電磁的記録	用紙の片面又は両面に出力したものの交付（単色刷り）	A3まで1枚につき10円
	用紙の片面又は両面に出力したものの交付（多色刷り）	A3まで1枚につき20円

2 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(納付方法)

第4条 手数料は、法第38条第1項の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

ならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第5条 審理員は、法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項の規定により、同条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が手数料を納付する資力がないと認めるとき又は特別の理由があると認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第6条 前3条の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項(他の法令で準用する場合を含む。)及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。

(設置)

第7条 本市に、法第81条第1項に規定する機関として大和市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第8条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令等又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は、在任中、審査会の調査審議の公正性を損なう行為をしてはならない。

(規則への委任)

第10条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第70号を第71号とし、第14号から第69号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 行政不服審査会の委員

第2条第1項中「第69号」を「第70号」に改め、同条第2項中「前条第70号」を「前条第71号」に改める。

別表中第69号を第70号とし、第14号から第68号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

14	行政不服審査会の委員	日額	8,900
----	------------	----	-------

(大和市情報公開条例の一部改正)

3 大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第19条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、同項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申

立てに係る」を「審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立てのあった請求について公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る」に改め、「公開する」の次に「こととする」を加え、同号ただし書中「その公開決定等」を「当該行政文書の公開」に改め、同条第3項中「決定」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「公開決定等」の次に「（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を、「変更し、」の次に「当該審査請求に係る」を加え、「意見書を提出している」を「意思を表示している」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び第3章において同じ。）」を加え、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等に」を「行政文書の公開について」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第23条第1項中「第19条第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議する場合は、実施機関の行った公開決定等を記載した文書を基に行うものとし、審査会が」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立てがあった公開決定等」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「（以下「意見書等」という。）」を削る。

第24条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第25条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「意見書等」を「意見書又は資料」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（委員による調査手続）

第25条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査を

させ、又は第24条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第26条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「意見書等」を「意見書又は資料(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)」に、「あるときは」を「あるときでなければ」に、「拒否することができる」を「拒むことができない」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第26条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第27条第1項中「公開決定等についての不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(答申書の送付)

第27条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(大和市個人情報保護条例の一部改正)

4 大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第46条)」を「審査請求(第45条の2・第46条)」に改める。

第13条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

第13条第3項中「第4号」を「第5号」に改める。

第17条第2項第2号中「において実質的に本人の看護を行っている」を「における」に改める。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第三者に関する情報が含まれていない場合であって、実施機関が直ちに保有個人情報を開示できるときに限り、口頭で開示請求をすることができる。

第28条第4項中「(この項において「請求者」という。)」を削り、「請求者の自宅その他請求者が指定する場所において」を「郵送等により」に改め、同項後段を削る。

第29条を次のように改める。

## 第29条 削除

第31条第1項中「保有個人情報」の次に「(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第45条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

第31条に次の1項を加える。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行ななければならない。

第39条に次の1項を加える。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行ななければならない。

第3章第4節の節名を次のように改める。

## 第4節 審査請求

第3章第4節中第46条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第46条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部

分中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに係る」を「審査請求に対する裁決をすべき」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第46条第3項中「決定」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び第4章において同じ。)」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第50条第1項中「第46条第1項の規定により諮問を受けた事項を調査審議する場合は、実施機関の行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を記載した文書を基に行うものとし、審査会が」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「(以下「意見書等」という。)」を削る。

第51条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第52条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「意見書等」を「意見書又は資料」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(委員による調査手続)

第52条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第50条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第51条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第53条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「意見書等」を「意見書又は資料(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)」に、「ときは」を「ときでなければ」に、「拒否することができる」を「拒むことができない」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第53条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第50条第3項若しくは第4項又は第52条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第54条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(答申書の送付)

第54条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求

人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(大和市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

5 大和市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「昭和36年大和市固定資産評価審査委員会告示第1号」の次に「。以下「規程」という。」を加える。

第4条第1項中「申出は」の次に「、規程で定めるところにより」を加え、「正副2通」を削り、同条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

第5条の見出し中「受理及び却下」を「補正等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の規定による」に、「欠陥」を「不備」に、「補正させなければならない」を「補正すべきことを命じなければならない」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「を受理した場合においては」を「が提出された場合は、法第433条第11項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により審査の申出を却下する場合を除き」に改め、「、却下した場合においては、その旨を審査申出人に、それぞれ」を削り、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出書が提出された場合において、法第433条第11項において準用する行政不服審査法第45条第1項の規定により審査の申出を却下するとき（法定の期間経過後になされたものであるときを除く。）は、その旨を審査申出人に通知しなければならない。

第6条第1項中「おいては」の次に「、規程で定めるところにより」を加え、「の副本」を削り、「期限を定めて正副2通の」を「相当の期間を定めて」に改め、同条第2項中「おいては」の次に「、規程で定めるところにより」を加え、「その副本」を「当該弁明書」に改め、同条第3項中「の副本」を削り、「受けたときは」の次に「、規程で定めるところにより」を加え、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、規程で定めるところにより、これを市長に送付しなければならない。

第7条第2項中「ついて」の次に「、規程で定めるところにより、」を加え、同条第3項を削る。

第8条第4項中「代えて」の次に「、規程で定める」を加え、同条中第5項を削り、

第6項を第5項とし、同条第7項中「ついて」の次に「、規程で定めるところにより、」を加え、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

第9条第1項中「ついて」の次に「、規程で定めるところにより、」を加え、同条第2項を削る。

第10条第1項中「ついて」の次に「、規程で定めるところにより、」を加え、同条第2項を削る。

第11条第2項を削る。

第14条（見出しを含む。）中「固定資産評価審査委員会規程」を「規程」に改める。

（大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

6 大和市証人等の実費弁償に関する条例（昭和29年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により審理員の要求に応じて出頭した者

（大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

7 大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

8 大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条の3第2項中「（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

（大和市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

9 大和市職員の退職手当に関する条例（昭和38年大和市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

（大和州市税条例の一部改正）

10 大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。